

平成22年度朝倉市予算編成方針

1. 国及び地方の動向

平成21年7月に内閣府が公表した「平成21年度年次経済財政報告」(経済財政白書)によると、日本経済は、平成20年秋以降、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境の下で、急速な景気の悪化へと転じ、本年、春になって、持ち直しの動きが見られるようになったが、経済活動の水準は極めて低く、雇用調整圧力は依然高く、金融危機は小康状態にはあるものの、終息に向かったと断定できる状態にはないと言われている。

このような中、政府は、昨年秋から一連の景気対策を行っているが、昨今の経済・金融情勢の悪化に伴う税収減等が見込まれる中、経済情勢は依然として不透明であり、今後も雇用環境・所得環境が悪くなる可能性がある。

国の予算編成は、これまで「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図ることから「経済財政改革の基本方針」に則り、財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から「予算の概算要求に当たっての基本的な方針」により、予算編成されていた。

しかし、政権が交代し、平成21年9月29日「平成22年度の予算編成の方針について」の閣議決定がなされ、予算については年内に編成し、予算編成に当たっては、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していく方針で臨むことになった。

現行の概算要求基準は廃止され、マニフェストに従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出し、これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信頼を確保していくことになる。

また、新しい政府税制調査会が始動し、ガソリン税等の暫定税率廃止や租税特別措置の見直しなどが焦点となり議論されることになる。今後、国は「政治主導」により大きく変わることも想定され、情報収集に遺漏がないように取り組む必要がある。

一方、地方財政は、景気悪化による税収の落ち込みに対しては、地方債増発により、地域の経済等を担う存在である。景気対策を実施するにも、その財源の確保が困難となっており、国の施策に歩調を合わせつつ、地方歳出全般について、徹底した見直しを行い、地方団体の自助努力が求められる。

また、地方行政の運営に当たっては、地方分権改革の推進に伴い、自己決定・自己責任のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築が求められるとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示の下、自主的な改善努力による財政健全化が求められている。

2. 本市の財政状況

平成20年度の普通会計決算確定により、財政状況を分析してみると、実質収支・実質単年度

収支で黒字を確保することができた。しかし、黒字の要因は、繰上償還金の財源として、減債基金を取り崩しているため、この取り崩しを除いた場合の実質単年度収支は26,617千円の赤字となる。

平成20年度は、普通交付税の算定項目に地方再生対策費創設により、基準財政需要額に算入され、さらに、国の経済対策による生活対策臨時交付金が交付されたことなどの臨時的な歳入が黒字要因となった。

また、平成20年度は、地方に配慮した国の経済対策が行われ、財政指標の改善が見受けられたが、実態は依然として厳しい財政運営が続いている。

財政指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.6%、昨年度より0.7%改善された。しかし、実質公債費比率は前年度から0.3%の増の13.9%となっており、財政の一層の硬直化が懸念される。この硬直化の要因は、一部事務組合のごみ処理施設建設費の償還や下水道事業等の償還が増加によるものである。

なお、平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、平成20年度決算から自治体の健全化を示す指標の比率を公表することが義務付けられ、決算を普通会計だけでなく、特別会計、土地開発公社や第3セクターを含む潜在的なリスクも把握した上で、中長期的な財政運営の健全化を図ることになり、財政状況の説明責任と行政改革への取組状況の情報開示や対応が一層重要となる。

今後の見通しとして、歳入の根幹である市税については、景気の回復に期待するところであるが、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しなどによる財政改革を進めるとともに、限られた歳入の中で、より効率的・効果的な財政運営を行うことが必要である。

3. 予算編成の基本方針

平成22年度予算編成は骨格予算とする

【骨格予算編成方針】

平成22年度予算編成は、平成22年4月(予定)に市長選挙が行われるため、「骨格予算」で予算編成を行う。基本的に新規の施策等を見送り、また、政策的な経費を極力抑え、義務的経費、既存施設の維持管理費、その他既に債務負担行為を設定している事業や経常的な補助金及び継続事業を計上する。

市長選挙後、市長の政策的な経費など骨格予算で計上されなかった経費を肉付けし、6月補正で行い、通年予算とする。

※各課は通年分の予算要求を行う

骨格予算編成で行うが、各課からの予算要求内容は、従来どおり、通年分の予算要求すること。

朝倉市の方向性は、第1次朝倉市総合計画(基本構想・基本計画)及び実施計画により、財政計画との整合性を図りながら、施策を計画的・効果的に推進していくことになる。そのため、平成22年度改定「第2期 朝倉市行政経営改革プラン(仮称)」の着実な取り組みが期待されるとこ

ろとなる。

現在の状況は、合併効果として人件費の削減効果が生じているにすぎないが、合併未調整項目の早急な取り組みにより、公平性や効率化を図ることが迫られている。同時に、改革がなければ赤字決算を覚悟しなければならない状況と言える。

また、合併特例債事業の実現への取り組みと併せ、旧市町継続、懸案事業の計画的取り組みと推進、下水道事業推進による特別会計への繰出金、社会福祉経費に多額の財政需要が見込まれるとともに、道路等生活基盤整備、商工・農林業施策、環境施策、教育環境の充実等多様化した行政需要に的確に対応していく必要がある。

しかし、一般財源が歳出の伸びに追いつかないことが予想されるため、各自が今まで以上に創意工夫を凝らし、最小の経費で最大の効果を得られるよう、手段・手法を徹底的に比較検討し、事業計画を策定することとする。

事業計画に当たっては、下記項目を念頭に、効率的な財政運営を図りながら、行政需要に即応できる財政の対応力を保持し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に努めていかなければならない。

- ①計画行政の一層の推進
- ②不要不急の事務事業の廃止と縮小
- ③経常経費(一般行政経費)の節減、合理化の徹底
- ④事業の厳選並びに優先順位の整理
- ⑤財源の重点的・効率的配分
- ⑥国・県資金等の精査と積極的導入
- ⑦行財政改革の推進

各所属長は、全般的な行政運営の責任者としての自覚を持ち、これらの諸情勢、市行政の現状を十分認識し、単に慣習・慣例による予算要求をすることなく、上記の①～⑦を基本理念として、課内会議及び部内会議等による総合的な調整を図り、別紙事項に留意のうえ、平成22年度の予算編成に取り組むこととする。